第二十六条の三十第五項中「前項」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「当該」を「前号の」に改め、同項第三号中「当該」を「第一号の」に改め、「同項に規定する」を削り、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同項に規定する変更申告書」を「同項各号に定める申告書」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「これに準ずるものを含む」を「当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ」に、「これ」を「当該写し又は同条第十一項に規定する電磁的方法により提供された当該特例適用申告書等に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的方法により提供された当該特例適用申告書等に記載すべき事項が記録された電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「同条第九項に規定する変更申告書」を「同条第九項各号に定める申告書」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　第四項に規定する特定組合契約とは、同項第一号の非居住者又は外国法人が締結している第二項各号に掲げる組合契約のうち特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいう。

10　第四項第一号イに規定する特殊関係組合契約とは、同号の非居住者又は外国法人が締結している第二項各号に掲げる組合契約で次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める組合契約をいう。

一　第二項第一号に掲げる組合契約（同項第二号から第四号までに掲げる組合契約に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該組合契約に係る組合財産に対する当該非居住者若しくは外国法人に係る各特殊関係組合員（第五項第三号に掲げる者を除く。以下この号及び第三号において同じ。）の持分の割合を合計した割合又は当該組合契約に係る当該各特殊関係組合員の損益分配割合を合計した割合のいずれかが百分の二十五以上である場合における当該組合契約

二　前号、この号又は次号の規定により特殊関係組合契約に該当する組合契約（以下この号において「他の特殊関係組合契約」という。）による組合が直接に締結している組合契約　当該組合契約に係る組合財産に対する当該非居住者若しくは外国法人に係る各特殊関係組合員の持分の割合（当該特殊関係組合員が第五項第三号に掲げる者である場合には、当該他の特殊関係組合契約に係る組合財産に係るものに限る。）を合計した割合又は当該組合契約に係る当該各特殊関係組合員の損益分配割合（当該特殊関係組合員が同項第三号に掲げる者である場合には、当該他の特殊関係組合契約に係るものに限る。）を合計した割合のいずれかが百分の二十五以上である場合における当該組合契約

三　前二号に掲げる組合契約以外の組合契約　当該組合契約に係る組合財産に対する当該非居住者若しくは外国法人に係る各特殊関係組合員の持分の割合を合計した割合又は当該組合契約に係る当該各特殊関係組合員の損益分配割合を合計した割合のいずれかが百分の二十五以上である場合における当該組合契約

4　前項の免税芸能法人等は、同項の規定による書類の提出の際に経由すべき同項の対価の支払をする者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）による当該書類に記載すべき事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の財務省令で定める要件を満たす場合には、当該書類の提出に代えて、当該対価の支払をする者に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該免税芸能法人等は、その者の氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、当該書類を当該対価の支払をする者に提出したものとみなす。

第二十七条第二項中「通じて」を「経由して」に改め、同条第六項中「これに準ずるものを含む」を「これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ」に、「これを」を「当該写し又は同条第十一項に規定する電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を」に改める。

第二十七条の二第五項中「第三条の二第十一項」を「第三条の二第十二項」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十二項第一号」に改め、同条第十九項中「通じて」を「経由して」に改め、同条第二十六項中「これに準ずるものを含む」を「これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ」に、「これを」を「当該写し又は同条第十四項に規定する電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の内容を出力することにより作成した書面を」に改める。

第二十七条の三の二中「及び同法第百十六条」を「、同法第百十六条」に、「とする」を「及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とする」に改める。

第二十七条の四第一項中「、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「、当該事業年度の」に、「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第十八項第一号」を「第二十七項第一号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に、「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第十八項第三号及び第九号」を「第二十七項第三号、第四号、第十号及び第十一号」に改め、同条第二十七項中「第七項から第十項まで、第十四項、第十五項及び第二十一項から第二十五項まで」を「第八項から第十一項まで、第十四項から第十八項まで、第二十三項、第二十四項及び第二十九項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第二十二項の現物分配」を「第三十項各号の合併等（現物分配に限る。）に、「第三十九条の三十九第二十五項」を「第三十九条の三十九第三十一項」に、「、第二十二項」を「、第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項を削り、同条第二十四項中「。以下この項及び次項」を「。以下この項」に、「第二十一項」を「第二十九項」に、「及び次項において「分割等」を「において「分割等」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に、「方法」を「方法を含む。）」に、「に係る売上金額を移転事業（その分割等により分割承継法人等に移転する事業をいう。）に係る売上金額（以下この項及び次項において「移転売上金額」という。）と当該」を「の売上金額を移転売上金額と」に、「に係る売上金額は」を「の売上金額は、前項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、同号イ中「適用年度に」を「分割等で適用年度に」に、「分割等に」を「ものに」に、「に係る移転売上金額」を「の移転売上金額」に改め、同号ロ中「売上調整年度において行われた分割等」を「分割等で売上調整年度において行われたもの」に、「に係る移転売上金額」を「の移転売上金額」に改め、同項第二号中「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、同号イ中「適用年度において行われた分割等」を「分割等で適用年度において行われたもの」に、「月別移転売上金額」を「第十八項に規定する月別移転売上金額（ロにおいて「月別移転売上金額」という。）」に改め、同号ロ中「売上調整年度において行われた分割等」を「分割等で売上調整年度において行われたもの」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十三項を削り、同条第二十二項中「に係る売上金額（法人の事業年度の同条第八項第十一号に規定する売上金額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）」を「の売上金額」に改め、同項第一号中「適用年度に」を「合併等で適用年度に」に、「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（」に、「である場合には当該」を「に該当する現物分配にあつては、当該」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「第七項第一号」を「第八項第一号」に、「第二十四項第二号」を「次項第二号」に、「第六項」を「第七項」に、「に係る売上金額」を「の売上金額」に改め、「及び次項」及び「当該合併等が」を削り、「である場合には、」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、同項第二号中「売上調整年度に」を「合併等で売上調整年度に」に、「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（」に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「に係る売上金額」を「の